

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

整理番号	62	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	62)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求のオンライン化等

提案団体

埼玉県、山形県、さいたま市、熊谷市、川口市、秩父市、東松山市、狭山市、上尾市、蕨市、入間市、朝霞市、志木市、久喜市、八潮市、美里町、神川町

制度の所管・関係府省

財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

特別弔慰金請求手続について、提出書類への自署・押印を廃止し、マイナポータルを通して又は新たに電子申請窓口を創設し、マイナンバーカードを用いて電子申請できるようにオンライン化すること。
また、過去の請求履歴をマイナンバーで紐づけ、受付窓口となる請求者の居住市町村職員が過去の請求履歴及び請求時の詳細(請求者氏名、生年月日、続柄等)に関する情報を援護システムを通して閲覧できるようにすること。

具体的な支障事例

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求に当たっては、自署又は押印の上提出することを求める書類があるため、紙文書で郵送又は窓口への提出を求めており、手続をオンライン化できないことから、休日に申請ができないなど、県民に手続負担が生じている。
特に資料の作成、用意に関しては、請求者の子等、社会人の親族がしているケースが多く、仕事の合間を縫って用意するのは、負担が大きい。
また、請求者が前回請求した者か新規の請求者かで添付資料が異なるが、受付市町村では過去の請求履歴及び請求時の詳細について検索する術がないため、受け付けた市町村の窓口ではなく、請求書が進達される居住地の都道府県が全市町村の補正対応を行っており、都道府県における受付・入力事務が停滞している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

戦後も79年目を迎え、対象となる戦没者の遺族の高齢化も進み、戦没者の子でさえ80～90代が多い。そのため、戦没者の孫や甥姪が一部代行して手続を行っているケースが少なからずある。
しかし、戸籍謄本の取得や申請書作成に要する情報収集には平日での作業を要するため、支援者の負担となっている。また、マイナンバーカード制度があるにもかかわらず戸籍を求められるなど、政府の進めるデジタル化に沿っていない。
市町村の窓口が開いていないため、休日に申請ができない。
(市町村意見)
県内市町村から以下の意見が挙げられている。
○戸籍の取得において、遠方での取得をする際に郵便でやりとりするため、時間と費用がかかってしまっており、負担が生じている。
○請求者や代行者が請求しやすいように、手続を簡素化して欲しい。
○前回受給者と同じ方が請求する場合、戸籍を添付する必要があるのか。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

請求書受付業務の効率化を図ることで、請求者により早く裁定を出すことが可能となり、住民サービスの向上につながる。
受付市町村職員で窓口において、過去の申請時の情報が分かることで、不足資料の指摘等の指導が行いやすい。

根拠法令等

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則第1条、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令第9条、第11回特別弔慰金事務処理マニュアル(様式集)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、高崎市、木更津市、小牧市、兵庫県、熊本市、鹿児島市、特別区長会

○郵送による書類提出に限ることにより受付側と申請側双方の事務負担が多い。
○特別弔慰金の請求受付業務については、請求者に記入していただくべき書類や記入事項の数が多く、1件あたりの対応時間が長くなる傾向にあり、職員の事務負担が大きい。
○過去の請求履歴及び請求時の詳細について検索する術がない申請について、オンライン化により、過去の請求履歴をマイナンバーで紐づけ情報を援護システムを通して閲覧できることで、受付事務の負担軽減となる。
○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求に当たっては、書類の作成については、請求者のケースによって添付資料が異なるが、受付市町村ではわからないことが多いため、請求書が受付されるまで時間がかかる。

各府省からの第1次回答

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の継続については未定であるが、継続されると仮定して以下のとおり回答する。
自署及び押印については、「押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行について(援護行政関係)」(令和2年12月25日付け社援発1225第3号)及び「押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係通知の改正等について(通知)」(令和3年2月15日付け社援発0215第2号)において周知しているとおり、既に廃止している。
電子申請については、令和7年度当初の受付より利用できるよう検討を行っているところであり、具体的な手続きの実施方法については、今後都道府県と調整を行う。
過去の請求履歴の参照については、請求者の居住地市区町村職員が援護システムを閲覧できるようにする場合、システムの利用機関数等が大幅に増加することから、システム整備等に係る予算面・事務面の負担が一定生じると考えられ、慎重な検討を要するものと考えられる一方、現在でも厚生労働省から前回受給者情報の提供を行っているところであり、当該受給者情報について、受付窓口となる市区町村職員がより利用しやすくなるよう方法等を見直すことにより対応したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

電子申請について、令和7年度当初より利用できるよう検討中であることは承知したが、請求方法の多様化に伴う混乱が生じることのないよう、自治体向けマニュアルや請求者向けフローチャートを作成するなど、事前準備が必要と考える。
過去の請求履歴の参照については、居住地市区町村職員が援護システムを閲覧できることが事務を迅速化させることとなるため、積極的に御検討いただきたい。
厚生労働省からの前回受給者情報の提供については、「前々回以前の受給有無が確認できない」「県外から転入した前回請求者情報の確認が困難」「県ごとに一覧表での提供であるため、県が居住地別市区町村別に分類する作業が生じる」といった課題が残存しているほか、個人情報保護の観点から、都道府県や市町村を跨ぐ転居をした者の前回受給者情報の取り扱い等の検討も必要となる。これらの課題解決のためには多角的な見直しが必要とされることであるが、次回の弔慰金交付実施が来年度に発生する見込みであることから、見直しのスケジュールについてお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

また、現行制度においてすでに提出書類への自署及び押印を廃止していることについては、十分な周知を行うべきである。

各府省からの第2次回答

電子申請については、令和7年度より利用できるよう引き続き検討を行う。請求方法の多様化に伴う混乱が生じないよう、自治体向けマニュアルや請求者向けのフローチャートを、都道府県と協議の上、作成し、配布したい。過去の請求履歴の参照に関して、現状都道府県にのみ設置している援護システムをすべての市区町村に設置することは、情報セキュリティ対策の観点から、現行援護システムにおける認証方法、脆弱性対策、保守面の見直し、市区町村と現行援護システムの通信を可能とするネットワーク設計など技術的な課題があり、これらの課題への対応に相当な費用と期間を要することとなるため、慎重な検討が必要と考えている。また、自治体によっては、請求受付事務が全く生じない場合や非常に少数である場合も想定され、費用対効果の観点からも懸念がある。

そのため、過去の請求履歴の参照については、引き続き厚生労働省からの前回受給者情報の提供によることとしたい。情報提供の方法については、ご指摘の懸念点や他都道府県からの意見を踏まえつつ、その方法を検討し、令和6年12月までに結論を得た上で、お示ししたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【財務省(4)(i)】【厚生労働省(36)(i)】

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭40法100)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続(施行規則1条1項)については、以下の措置を講ずる。

- ・請求者がマイナポータルにより請求することができる仕組みを構築し、令和7年度中に運用を開始する。
- ・請求者及び地方公共団体の負担軽減に資するよう、戸籍謄本等の提出を不要とする要件を明確化するなど、特別弔慰金事務処理マニュアルを改定し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。また、次回特別弔慰金の請求期間開始までに、都道府県に対し、前回受給者情報に加え、前々回受給者情報を提供する。